

## 給水装置工事設計施工要綱の改定・追加・訂正箇所表

現行（平成29年度）	改定（令和5年4月改定予定版）
・ P1-2	1・3 資格 (5) ②配水管に給水管を取付ける工事及び配水管への取付口からメータまでの工事について、適切に作業を行う事が出来る <u>できる</u> 技能を有する者を従事させるか、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地させ監督すること。
・ P1-3	1・3 資格 (5) (注) ②の技能を有する者とは、次の者をいう。 ・ 職業能力開発促進法（昭和44年法律 <u>第64号</u> ）第44条に規定する配管技能士。
・ P1-4	1・7 給水装置工事の順序 (2) 水道直結式スプリンクラー：水道直結式スプリンクラー設備設置事前協議申請書（様式- <u>1312</u> ）
・ P1-9	表1-1 ※1に <u>タンクレストイレに関する文言を追加</u> 。
・ P1-10	表1-1 ※国道・道道の場合は工事写真（着工前、作業状況、工事標識、完了）が必要 <u>です</u> 。
・ P1-11	1・10 社内検査 (1) ②竣工図 ・ 立体図の逆流防止装置や特殊器具にメーカー、 <u>形式型式</u> が記入されている。
・ P1-12	1・10 社内検査 (1) ③現地検査（その他） ・ 各給水用具から放水した際にメータ動作にも異常がない。
・ P1-13	給水装置工事検査書から主任技術者名欄から <u>印を削除</u> 、給水装置工事竣工検査年月日欄から <u>平成を削除</u> 。 <u>形式型式</u> 。
・ P1-15	1・11 水道部局の検査 (3) ・連合栓工事 (ア) 給水栓に水圧試験器を取付け、適切なメータ止水栓のコマを取外すこと。 (カ) メータ止水栓のコマを取付けること。この場合、グランドパッキンが正常であるか必ず確認すること。

・ P2-2 2・2 設計（解説）

給水装置の構造、材質は「施行令第56条」で定められており、「法第16条」では政令で定める基準に適合していない場合は、給水拒否や給水の停止を行うことができるとしている。配水管の水質汚染などからも、法令を遵守しなければならない。

・ P2-2 2・3 給水方式

2. 貯水槽式給水は、配水管から一旦貯水槽に受け、これから直接給水や高置タンクに揚水貯留し給水する方式であり、配水管の水圧が貯水槽以降の給水栓に全くまったく作用しないものである。

・ P2-4 2・4 直結直圧式給水

○直結直圧式給水とは、配水管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲で直接給水する方式である。本市における直結直圧式の給水条件は次のとおりである。

○表2-1 設計水圧欄に配水系統ごとの水圧を追加、配水系統の注記を追加

○図2-2 配水系統略図を追加。

・ 現行P2-4 改定P2-5

2・5 直結加圧式給水（4）

③減圧式逆流防止器の流入側には、ストレーナーを設置すること。

④減圧式逆流防止器の逆流排水は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準省令」という。）第5条で定義している、適切な吐水口空間の確保を遵守遵守しなければならない。

・ P2-5 2・5 直結加圧式給水（5）

末端給水栓の水圧を確保するために設置する、直結加圧装置は次のことを遵守遵守すること。

④直結加圧装置は、凍結の恐れおそれのない場所に設置すること。

・ 現行P2-5 改定P2-6

2・5 直結加圧式給水（6）①

・直結加圧式給水切替えに伴い、出水不良や赤水等による異常が発生した場合の対応手段（配管の布設替え等）があること。

・P2-6 2・5 直結加圧式給水（6）

②ビル等の屋上に高置水槽等が設置されている場合は、給水装置効果を十分に発揮するため高置水槽を撤去することが望ましい。ただし、建物内配管の布設替えが困難な場合や給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水用具が接続されている場合は、高置水槽を撤去できない場合もあることから、直結加圧式給水へ切替え出来ないできない場合もある。

・現行P2-8 改定P2-9

2・7 計画使用水量（設計使用水量）（1）①

※2 一般住宅においては、便宜上用途別に取り付けた給水用具が多いことから、用具数にこだわらず使用人数、使用形態を考慮する必要がある。しかし、使用形態は種々変動するのでそれら全そすべてに対応するためには、同時に使用する給水用具の組合わせを数通り変えて計算しなければならない。このため同時に使用する給水用具の設定に当たってあたっては、使用頻度の高いもの（台所、洗面所等）を含めること。

・現行P2-9 改定P2-10

2・7 計画使用水量（設計使用水量）（2）

①使用人員から算出する方法 1人1日当たりあたり使用水量〔表2-2〕×使用人員

②使用人員が把握できない場合の算出方法 単位床面積当たりあたり使用水量〔表2-2〕×延床面積

・現行P2-14 改定P2-15

2・8 給水管の口径の決定 (2)に文言を追加・訂正。 図2-2 水頭変化曲線図を削除。

・現行P2-22～30 改定P2-23～31

設計水圧を0.20MPa→0.25MPaに訂正。

・現行P2-32 改定P2-33

2・13 甲止水栓の設置基準

次の場合、給水管には甲止水栓を設置しなければならない。なお、止水栓等の取付け位置は、車両等が直接筐等の上に乗らない位置を選定して取付けること。やむを得ず車両が乗る場合は過重荷重に耐えうる構造としなければならない。

・現行P2-36 改定P2-37

2・14 屋外配管 (2)に既設給水装置の布設替えに関する文言を追加。以下、( )番号が1つずつ変更。

・現行P2-39 改定P2-40

2・17 その他器具、特殊器具について

(1)に瞬間湯沸器、タンクレストイレに関する文言を追加。以下、( )番号が1つずつ変更。

・現行P2-43 改定P2-44

2・19 貯水槽

○(5) 貯水槽の最低水位（L.W.L）は、給水管または吸込管の開口部が垂直に設置されている場合には、吸込部上端からとし水平に設置されている場合には、管頂からそれぞれの管径の1.5倍上部の水位とすること。〔~~図2-65~~〕参照。ただし、管径等を測定できない場合は、槽底から15cm上部の水位とすること。

○(6) オーバーフロー管を水平に取付けた場合の吐水口との間隔は、〔~~図2-65~~〕のとおり、オーバーフロー管の中心からの寸法とする。

○~~図2-5中 表2-4722~~

・P3-1 3 給水装置の構造と材質の基準

○給水装置は、法に基づき構造と材質の基準が定められており、個々の給水管及び給水用具の性能確保のための性能基準と、給水装置としての適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められており、指定業者はこれらの基準を遵守し施工しなければならない。なお、本市では配水管の分岐からメータまでの資材について〔表3-2〕で指定していることから、資材選定には注意すること。

○(1) ②一方で給水装置の構造及び材質が不適切であれば水が汚染される可能性があり、配水管に逆流した際には公衆衛生上の問題を発生させる恐れおそれがある。また、工事が不適切であれば配水管に損害を与える恐れおそれもある。

・P4-1 4 施工

給水装置工事を施工するときは、適切な設計に基づく施工計画により安全かつ衛生的な施工を行わなければならない。

設計がどんなに綿密、精巧なものであっても、現場における施工が粗雑または不良な場合は通水を阻害したり、漏水を起こしたりまたは衛生上種々の弊害をおよぼす及ぼすこともあり、その他不測の事故を引起す原因となるため、施工は設計に基づいて慎重に行なわなければならない。

・P4-1 4・1 施工 (2)工事については、次の事項に注意すること。

- ・P4-3 4・2 掘削 (9) 人家に接近して掘削する場合は、人の出入りを妨げないようにすること。
- ・P4-4 4・4 道路復旧 (6) 特殊舗装（インターロッキング等）は、道路管理者の復旧条件を遵守すること。
- ・P4-5 4・5 分岐・撤去（閉止）
  - (2) 分岐は、原則断水を伴わないサドル分水栓及び割T字管を使用すること。ただし、やむを得ず断水する場合は、事前に水道部局と協議すること。
  - (3) ①分水栓と分水栓または配水管継手部分の間隔は0.3m以上離すこと。
    - ②分水栓と割T字の間隔は0.5m以上離すこと。
    - ③割T字と割T字または配水管継手部分の間隔は1.0m以上離すこと。
- ・P4-7 4・8 止水用具・筐類 (4) 車両等の過重荷重がかかる場所に止水栓類を設置する場合は、過重荷重が直接影響しない位置に設置すること。
- ・P4-8 4・8 止水用具・筐類 表4-4中 半割管CD管、CDエルボ管追記
  - (13) ビニールコードはメータ筐内、隔測器へ取付ける部分で十分たるみをもたして施工すること。  
また、いかなる場合でも露出にならないように半割管CD管、サヤ管で保護すること。〔図4-4〕参照
- ・P4-11 4・10 メータ・隔測器・集中検針盤
  - (10)メータを屋内に設置する場合は取替の可能なスペースを確保すること。
  - (11)マンション等で複数のメータを設置する場合は、メータと隔測器の誤接続を無なくし、使用者（部屋番号）の位置関係が明確になるように、メータ筐内にペイントするか荷札等で表示すること。
- ・P5-1 5・2 接合方法 (1)
  - ⑤接合に当たっては管本体にナット、次にリングを通してから管の先端にインコアを設置し、木ハンマーまたはプラスチックハンマーで十分に打込むこと。
- ・P5-4 5・2 接合方法 (7) 『熱融着』（ポリブデン管）⑤溶着作業後、ヒーターフェースをウエス等（化繊品は使用不可）で拭き、清浄に保つこと。

・P6-1 6・1 目的

スプリンクラー設備は消防法で、大規模ビル・特殊な建築物・集合住宅（11階以上）の部分において設置が義務付けられているほか、平成19年6月消防法が一部改正され  
認知症高齢者グループホーム等の小規模福祉施設（275㎡以上1,000㎡未満）にもスプリンクラー設備等の設置が義務付けられました。

・P6-1 6・3 設計水圧

設計水圧は水理計算等設計に必要なため、事前に確認しておくことが必要である。本市の給水工事における設計水圧は原則「0.20～0.25MPa」とするが、実測水圧を  
考慮し設計水圧を設定することも可能である。

・P6-2～P6-3 6・3 設計水圧～6・5 給水申請 様式の番号を1ずつ変更

・P6-4 6・6 条件（3）②最終末端ヘッドでは、30（15） $\varnothing$ -L/minで設計すること。

・P6-4 6・6 条件（4）設計水圧は原則「0.20MPa～0.25MPa」それ以外は、本市で定めた値とする。

・P6-5 表-1中  $\varnothing$ -L、MPa

・P6-8 6・7 竣工図・記号 スプリンクラーヘッド

現行（平成29年度） 改定（令和5年4月改定予定版）

- ・ 様式－1 平成を削除、申請者印を削除。
- ・ 様式－2 平成を削除。
- ・ 様式－3 平成を削除。
- ・ 様式－4 平成を削除、所有者印・管理社印を削除。
- ・ 様式－5 申請者印・指定業者印を削除。
- ・ 様式－6 平成を削除。
- ・ 様式－7 平成を削除、事業者印を削除。
- ・ 様式－8 平成を削除。
- ・ 様式－9 平成を削除、所有者印を削除。
- ・ 様式－10 平成を削除。
- ・ 様式－11 平成を削除。
- ・ 様式－12 平成を削除、申請者印を削除。
- ・ 様式－13-1 平成を削除。
- ・ 様式－13-2 平成を削除。
- ・ 様式－14 平成を削除、申請者印を削除。